

人権啓発 センター だより



令和8（2026）年
第91号 4・20発行

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp



©Team Beppyon

令和8（2026）年度センター各種講座のご案内

別府市人権啓発センターでは、地域の皆さまが部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題に関心を持ち、自己啓発の機会になることを願って、人権の学習と、ものづくりを行う講座を開催しています。参加を希望する方は、お電話でのご連絡をお願いします。皆さまの多数のご参加をお待ちしております。



じんけんふれあい教室（年8回）開催時間10:00～12:00

参加者が、出会い、ふれあい、楽しみながら、地域の人々とつながれるような活動を通して、人権が尊重されるコミュニティづくりの一助になるよう、人権学習とものづくりの講座を行います。

開催日時	テーマ	講師	持ってくるもの	負担金	募集人数
5月12日(火)	布ぞうりづくり	ものづくり同好会 のみなさん	●ハサミ ●座布団	500円	15名
6月9日(火)	※5月6月連続の講座です。2回の出席で作品が完成します。		●15cm程度の定規 ●椅子に座る方は万力を持参	5月に参加していない人は500円	空きがあれば受付
7月7日(火)	手作り風鈴	木村 瞳さん	●ハサミ	500円	10名

市民人権講座（年7回）開催時間10:00～12:00

部落差別問題をはじめ、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人、医療、性的少数者、さまざまな人権問題について専門講師が分かりやすく説明し、市民一人ひとりが人権意識を高めていただくことを目的としています。

開催日時	テーマ	講師
6月24日(水)	部落差別問題	映画『破戒』(2022年)【字幕あり】
7月22日(水)	インターネット(及びAI)に係る人権問題	大久保 和則さん

じんけん出前講座 講座時間は60分程度 平日9:00～17:00の間で実施。

みなさんのもとへ講師を派遣し、ご希望のテーマに沿った人権研修をお届けします。
無料出張します！ あらゆる集まりにぜひご活用ください！まずは下記にお問い合わせください。

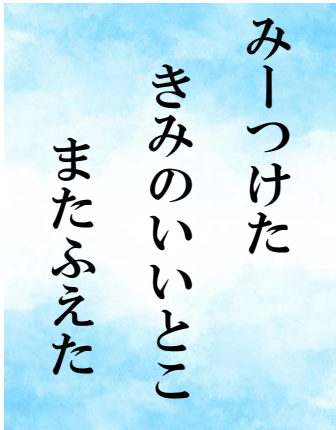


PTA保護
者研修で

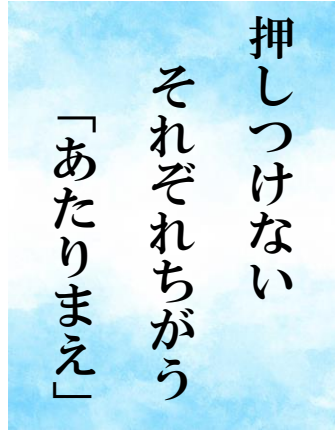
企業・団体の
職員研修で

地域の
集まりで

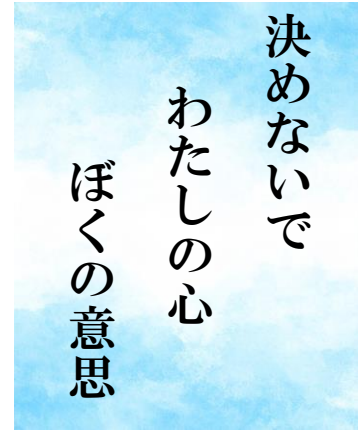
別府市共生社会実現・部落差別解消推進課
TEL 0977-21-1291
別府市人権啓発センター
TEL 0977-23-6163



別府市長賞
 亀川小学校 1年
 いのうえ まき
 井上 真綺さん



別府市教育長賞
 別府西中学校 1年
 いいい おと か
 石井 おと香さん



**別府市人権問題
 啓発推進協議会長賞**
 亀川小学校 4年
 はしかみ みちはる
 橋上 通明さん



子どもの権利条約とは？



ポイント

- すべての子どもがもっている権利と国やすべての人の義務と責任を定めた国際的な約束です。
- ひとりの人間としての様々な権利とともに成長の過程において保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。
- 子どもは守られる存在だけではなく、基本的人権をもつ一人の「権利の主体」です。

これまでの歩み

- 1989 国連で採択
- 1994 日本で批准
- 2023 こども基本法施行

基本の4つの原則

- 差別の禁止** 差別のないこと
- 子どもの最善の利益** 子どもにとって最もよいこと
- 生命、生存及び発達に対する権利** 命を守られ成長できること
- 子どもの意見の尊重** 意見を表明し参加できること

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められました。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

前文と54の条文で構成されており、正式には「児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)」と言います。

戦争、難民、労働搾取、障害など、困難な状況にある子どもたちの権利を擁護する内容はもちろん、全ての子どもが健やかに育つために必要な「暴力から守られる権利(第19条)」や「休み、遊ぶ権利(第31条)」なども掲げられています。